



今回は日本の祝日についてのお話です。皆さんもご存知の通り 6 月は祝日がありません！昨年までは 8 月も祝日がない月だったのですが、今年から「山の日」が制定され 6 月が唯一祝日のない月になってしまいました。ちなみに日本の祝日数は山の日も含めると 16 日となり、意外にも先進国で最多となっているようです。その背景には、欧米のように「バカンス」などと呼ばれる長期休暇をとる習慣がなかった日本人が休みを取りやすくする、という目的があるようです。

～ 被災地への支援に関する税務 ～

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震は各地に大きな被害をもたらしました。一連の地震により被害を受けた住宅は 10 万棟を超えたそうです。被災者の方々には心よりお見舞いを申し上げます。

そこで今回は、被災地への支援に関する税務上の取り扱いを確認します。



まず義援金に関しては、下記のようになっています。

個人の場合：国等に対する寄付であれば「特定寄附金」に該当し、寄付金控除の対象になり、所得金額の 40%相当額を限度とし「支出した特定寄附金の合計額-2 千円」を所得控除できる。

法人の場合：国等に対する寄付に該当するものであれば、支出額の全額が損金の額に算入される。

(その他 NPO 法人等へ義援金を支払った場合は、税務上の取り扱いが異なりますので、詳しく知りたい方は弊所までお気軽にご連絡ください。)

被災地への支援で自社製品を提供する場合はどうでしょうか？

- 通常、会社が得意先等の社外の者の慶弔等に際して支出した費用は、税法上の慰安、贈答その他これらに類する行為の為に要する費用に該当し、交際費等として取り扱われますが、

災害時の自社製品の提供は、災害という緊急性や、被災者を支援するという

社会的な責任でもって行う行為なので特定の者に対する利益供与には該当しません。

- 被災者のような不特定多数の者に対して自社製品等の救援物資を提供するための費用は、交際費等あるいは寄付金には該当することなく、広告宣伝費に準じるものとして損金の額に算入できることとなっています。



なお、得意先に対して、被災前の取引関係の維持、回復を目的に災害見舞金を支払った場合であっても、その支出は得意先の救済を通して、自社の損失を回避するためとみることができるため、原則交際費等には含まれず、損金の額に算入が可能です。

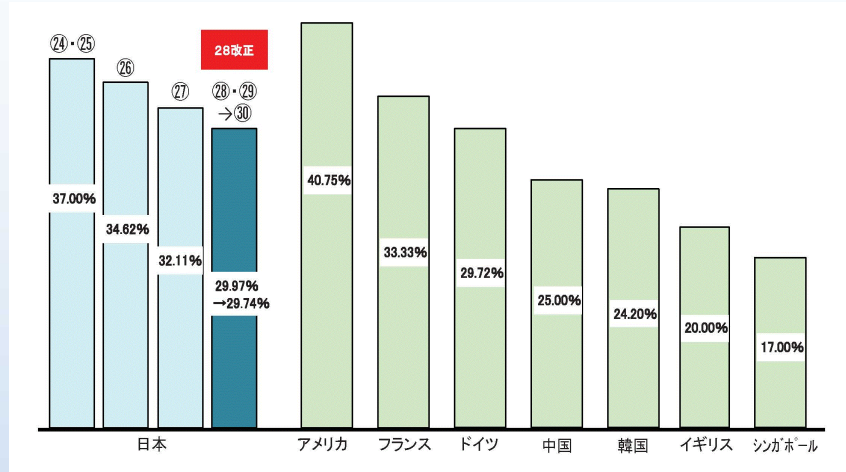
今回も東日本大震災の時と同様に、多くの方がふるさと納税を使って被災地に寄付をしているようです。おさらいになりますがふるさと納税とは、自分の選んだ自治体に寄附を行った場合に、寄附額のうち 2 千円を超える部分について所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です。

熊本・大分の被災自治体の事務負担を減らすという目的で、そのほかの自治体もふるさと納税の代理受付を行っているようです。一日でも早い復興を祈りたいところです。

【日本企業の実効税率】

平成 28 年度税制改正によって、今後 30 年度までに法人実効税率が段階的に引き下げられます。

実際の実効税率（法人税、住民税、事業税を合わせた税率）はいくらになるのでしょうか。



上記は、財務省が公表している各国の実効税率のグラフになります。

中小企業に関しては下記の様になっています。

所得が 400 万円以下	: 22.09%
所得が 400 万円超 800 万円以下	: 23.93%
800 万円超 (H27.4.1～H28.3.31 開始事業年度)	: 35.35%
800 万円超 (H28.4.1～H29.3.31 開始事業年度)	: 34.81%
800 万円超 (H29.4.1～H30.3.31 開始事業年度)	: 34.59%

税

※労働保険の年度更新

労働保険の年度更新手続きは、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間を単位として計算されることになっています。

その額は**すべての労働者に支払われる賃金の総額**に、その**事業ごとに定められた保険料率**を乗じて算定することになっています。

ここでいう「賃金」とは、**賃金、給与、手当、賞与など名称の如何を問わず労働の対償として事業主が労働者に支払うすべてのもの**をいいます。

この年度更新の手続きは、**毎年 6 月 1 日から 7 月 10 日までの間**に行わなければならず、**納期限は 7 月 11 日**となっています。

申告・納付の手続きが遅れますと、政府が保険料・拠出金の額を決定し、さらに追徴金を課すことがあるので注意しましょう。

※スタッフブログ※

弊所ホームページにて、**事務所スタッフによるブログ**を公開しております。税務にまつわる話や日常のできごとなどを掲載しておりますので、ぜひお気軽にご覧ください。
<http://ameblo.jp/yaraichotax/>

※手相占い※こんな線はお持ちですか??>>>右利きの人：左手⇒先天的 右手⇒後天的

健康線



健康線の状態によって健康を診ることが出来ます

短気線



闘争心が高くちよつとしたことでもすぐに怒ってしまう人

障害線



不調やトラブルを知ることが出来ます

旅行線



今の住所を離れ、遠く県で華々しい成果を上げることを意味します



優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。